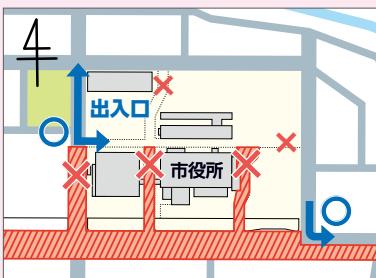




## 市役所道路周辺で交通規制を行います

富士山サイクルロードレースの実施に伴い、3月3日は道路が一部通行止めになります。また、周辺道路の混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください。

**市役所西側からのみ  
出入りできます**



赤色の部分が車両通行止めとなります。市役所西側からのみ出入りできます

**富士山サイクルロードレースを観戦する人は、市役所駐車場には絶対に駐車しないでください。**

- 交通規制は、3月3日（日）に富士市役所前青葉通りのロゼシアター前交差点から錦町交差点（市役所東側交差点）の区間で実施されます。
- 交通規制区間は、車両での通行や横断はできません。
- 交通規制実施中は、市役所前歩道橋やロゼシアター前歩道橋は使用できませんので、ご注意ください。
- 交通規制区間及び交通規制時間は、状況により変更する場合があります。
- ※ サイクルロードレース実施に伴う交通規制や来場者駐車場などの詳しい内容は、大会ウェブサイトや広報ふじ2月号と一緒に配布するリーフレットをご確認ください。
- ※ レースの開催に伴う交通規制により、コースの近隣の皆さんやドライバーの皆さんには迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ

交流観光課  
(55) 297-4 FAX (55) 293-7  
E kouryuukankou@div.city.fuji.shizuoka.jp



## 軽自動車やバイクを所有する皆さんへ

軽自動車やバイクの税金は、4月1日時点で所有している人に課されます。皆さんはきちんと手続していますか？

**課税は4月1日が基準日です**

軽自動車税の種別割は、毎年4月1日に軽四輪（軽三輪）や二輪、原動機付自転車、小型特殊自動車などを所有している人に課されます。廃車や名義変更の手続について、4月1日を過ぎると、1年間分の税金を支払うことになります。

変更があった場合は、必ず3月末までに手続をしてください。  
※ 納税通知書の送付は5月上旬で、今年の納期限は5月31日（金）です。

※ 軽自動車税は、県税である自動車税と異なり、月割課税、月割還付の制度はありません。

**ご注意ください！**

- 軽自動車・バイクを使用している事業所などの皆さんへ  
市内の事業所などで使用する軽自動車やバイクは、車検証などの定置場を市内にする必要があります。また、原動機付自転車などは富士市のナンバープレートを取得しなければなりません。

- 減免申請※要件を満たす人が対象。  
軽自動車税減免申請は、毎年申請が必要です。今年の申請期間は、納税通知書到着から5月31日（金）まで。

問合せ

市民税課（市役所3階）  
(55) 273-5 FAX (53) 097-4  
E siminzei@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲詳しくは  
こちら

